

EZB 高島倉庫福岡第一会場 規約

この会場規約は、株式会社アジアブリッジインターナショナルが提供するオンラインライブオークションサービス「イージービッド」（以下、「EZB」と記載）にてライブ配信されるオークションのうち、高島倉庫福岡第一会場（以下「当社」と記載）が開催する当社主催のオークション（以下「高島倉庫福岡第一会場」といいます。）の参加・利用条件を定めたものです。参加者は、EZB一般利用規約（別紙参照）及び高島倉庫福岡第一会場規約に従って、高島倉庫福岡第一会場に参加することができます。

なお、EZB一般利用規約記載の条項に加え、高島倉庫福岡第一会場規約記載の以下の条項に同意しない場合、参加者は高島倉庫福岡第一会場へ参加することができません。

第1条（用語の定義）

高島倉庫福岡第一会場規約において使用する用語は、それぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「参加者」とは、株式会社アジアブリッジインターナショナルとの間でEZBの利用契約（以下、単に利用契約といいます。）を締結し、かつ当社との間で高島倉庫福岡第一会場の参加契約（以下、単に参加契約といいます。）を締結した者（法人を含みます。）で、古物営業法第3条による許可を受けた者をいいます。
- (2) 「売主」とは、参加者のうち、古物を高島倉庫福岡第一会場で出品・販売する者（法人を含みます。）をいいます。
- (3) 「買主」とは、参加者のうち、高島倉庫福岡第一会場にて古物を購入する者（法人を含みます。）をいいます。
- (4) 「古物」とは、古物営業法第2条第1項で規定する古物をいいます。
- (5) 「オンライン市場」とは、高島倉庫福岡第一会場がEZBによって配信されたものをいいます。

第2条（規約の変更）

- 1 当社は、高島倉庫福岡第一会場規約を、参加者の一般の利益に適合する場合、又は本規約の目的に反せず、かつ変更の必要性・内容の相当性等に照らして合理的である場合に、変更することができます。
- 2 当社は、前項により本規約を変更する場合、変更後の本規約の内容及び効力発生時期を、電話、LINE又はEZBホームページのいずれかの方法により、効力発生日の7日前までに告知します。
- 3 変更後の本規約は、前項の効力発生日から効力を生じるものとします。

第3条（高島倉庫福岡第一会場の開催）

- 1 高島倉庫福岡第一会場は、以下の場所において、原則として毎週金曜日に開催します。ただし、開催日時及び開催場所並びにこれらの変更については、EZBのホームページにて必ず事前にご確認ください。開催日時・開催場所の告知は、EZBのホームページにて行います。

【会場情報】

高島倉庫 福岡第一会場

運営責任者：丸毛啓太・丸毛龍一

住 所：福岡県柳川市高島374-1

連絡先：070-9117-3235

第4条（出品手数料）

売主は、当社に対し、高島倉庫福岡第一会場に出品するにあたり、出品手数料として、成約額に応じて次の各号に定める料率を成約額に乗じた金額（いずれも消費税込）を支払うものとします。

- (1) 成約額が49,999円以下の場合 成約額の20%

(2) 成約額が50,000円以上99,999円以下の場合 成約額の15%

(3) 成約額が100,000円以上の場合 成約額の10%

なお、当社が必要と認めるときは、売主と別途協議のうえ、売主は、前項の定めにかかわらず、当該協議の結果に従って出品手数料を支払うものとします。

第5条（高島倉庫福岡第一会場の参加方法）

- 1 参加者は、EZBの利用、又は、来場により高島倉庫福岡第一会場に参加することができます（以下、前者を「オンライン参加」、後者を「現地参加」といいます。）。
- 2 前項にかかわらず、参加者が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、当該参加者の高島倉庫福岡第一会場への参加を拒否することができます。
 - (1) 参加者の古物営業法第3条による許可が取り消された場合
 - (2) 参加者がEZB一般利用規約又は高島倉庫福岡第一会場規約に違反した場合
 - (3) その他当社が参加不相当と判断した場合
- 3 現地参加の場合、参加者は、当社に対し、高島倉庫福岡第一会場開催日前日までに参加申請を行います。
- 4 売主は、当社に対し、EZBを経由して出品を希望する古物（以下「出品物」といいます。）がある旨の連絡をし、当社の指示に従い、当社指定の日時に出品物を高島倉庫福岡第一会場まで搬入します。
- 5 買主は、オンライン参加か現地参加か否かを問わず、EZBを利用して落札の意思表示をします。
- 6 買主は、EZBに登録した受取希望会場（以下「登録済受取会場」といいます。）にて落札した古物（以下「落札物」といいます。）を引き取ります。

第6条（売主の責務）

- 1 売主は、出品物を段ボール箱又は金属製の箱に入れて搬入します。
- 2 売主は、当社が管理等を目的として、出品物に荷札等をつけることを承諾します。
- 3 売主は、次の古物を搬入及び出品することはできません。以下、当該古物を「出品禁止品」といいます。
 - (1) 盗難された物
 - (2) 違法に入手した物
 - (3) 模造物
 - (4) ワシントン条約に違反する物
 - (5) 電気製品（スタンドランプ等、アンティーク・レトロに分類される物を除く。）
 - (6) 剥製、毛皮、象牙等の動物製品
 - (7) その他、当社が不相当と判断した物
- 4 売主は、搬入した出品物に出品禁止品が含まれており仕分けが必要になった場合、当社に対して、1カーゴあたり1,100円（税込）の作業料を銀行振込又は現金払いにて支払います。
- 5 売主は、落札されなかった古物（以下「流札品」といいます。）及び出品禁止品を、高島倉庫福岡第一会場開催日の翌日から起算して7日以内に高島倉庫福岡第一会場より搬出するものとします。
- 6 売主が前項の期限までに流札品又は出品禁止品を搬出しない場合、売主は、当社に対して、開催日の翌日から起算して8日目以降、1日あたり55円（税込）／0.1㎡の保管料を銀行振込又は現金払いにて支払うものとします。
- 7 売主が第5項に定める期限までに流札品又は出品禁止品を搬出しない場合、当社は、売主が当該流札品及び出品禁止品の所有権を放棄したものとみなして処分することができます。この場合においても、当社が当該処分を完了するまでの間、前項に定める保管料が発生するものとします。

8 当社が前項の処分を行った場合、売主は、当社に対し、処分費用として100円（税込）／kgを銀行振込又は現金払いにて支払います。

第7条（買主の責務）

- 1 買主の登録済受取会場が高島倉庫福岡第一会場の場合、買主は、高島倉庫福岡第一会場終了後1週間以内に落札物を引き取ります。
- 2 前項の期限までに引き取ることができない場合、買主は、同期限までに当社に対し引取日時を連絡したうえで、高島倉庫福岡第一会場終了後3週間以内に落札物を引き取るものとします。
- 3 買主が第2項に定める連絡をせず、第1項の期限までに落札物を引き取らない場合、買主は、当社に対し、当該期限の翌日から1日あたり55円（税込）／0.1㎡の保管料を銀行振込又は現金払いにて支払うものとします。第2項に定める連絡をしたうえで同項の期限までに引き取らない場合も、同様とします。
- 4 買主が高島倉庫福岡第一会場終了後3か月を経過してもなお落札物を引き取らない場合、当社は、買主が落札物の所有権を放棄したものとみなして処分することができるものとし、買主は、当社に対し、処分費用として100円（税込）／kgを支払うものとします。
- 5 買主の登録済受取会場が当社会場以外の場合、買主は、当社に対し、受取希望会場への輸送料として、550円（税込）／0.1㎡を銀行振込又は現金払いにて支払います。
- 6 買主が登録済受取会場以外の会場で落札物の受取を希望する場合、買主は、高島倉庫福岡第一会場開催前日までに、受取希望会場等を当社に連絡し、受取希望会場の承諾があった場合に限り、第1項ないし第5項に従い、落札物を引き取ります。

第8条（当社の責務）

- 1 当社は、売主より搬入された出品物及び落札物に関し、参加者からの委託を受けて善良なる管理者の注意義務をもって適切に保管します。
- 2 当社は、保管中の出品物又は落札物（以下「保管物」といいます。）が紛失・盗難に遭った場合、保管物の所有者との協議のうえ、落札済みの保管物については落札額、落札前の保管物については最低落札価格を上限として補償します。最低落札価格の定めがない保管物については、当社と所有者との協議により定めた額を上限とします。

第9条（禁止事項）

- 1 参加者は、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。
 - (1) 当社もしくは第三者の著作権・商標権等の知的財産権を侵害する行為
 - (2) 当社もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為
 - (3) 当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社もしくは第三者への差別を助長し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - (4) 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく行為
 - (5) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待に当たる画像、文書等を送信又は掲載する行為
 - (6) EZBにより利用し得る情報を改ざん又は消去する行為
 - (7) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
 - (8) 参加者が直接操作可能となるサーバー、ネットワーク機器の設備等に不正にアクセスする行為
 - (9) 第三者に対し、無断で広告・宣言・勧誘等を目的とした電子メール（スパムメール等）や第三者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある電子メール（嫌がらせメール）等を送信する行為、他社のメール受信を妨害する行為、連鎖的な電子メールの転送を依頼する行為（チェーンメール）及び当該依頼に応じて電子メールを転送する行為

- (10) 当社もしくは第三者の設備等又はサーバー設備もしくは電気通信設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、その他EZBの提供を妨害する行為
 - (11) 賭博・ギャンブルを行い、又は勧誘する行為
 - (12) 違法行為（拳銃等の譲渡、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、又は誘引（他人に依頼することを含みます。）する行為
 - (13) 人の殺害現場等の残虐な情報、動物を虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる、又はそのおそれのある情報を掲載し、又は第三者にあてて送信する行為
 - (14) 犯罪や違法行為に結びつく、又はそのおそれの高い情報や、第三者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報又はこれらのおそれのある情報を不特定の者をしてウェブページに掲載等されることを助長する行為
 - (15) 第三者に著しく迷惑をかける行為及び公序良俗に反する行為
 - (16) EZB一般利用規約又は高島倉庫福岡第一会場規約に違反すること
 - (17) 虚偽の情報によりオークションに参加すること
 - (18) 参加者たる地位を第三者と共有すること
 - (19) 参加者として取得した第三者の秘密を漏洩すること
 - (20) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクを貼る行為
 - (21) 高島倉庫福岡第一会場開催・進行を妨害する行為
 - (22) 前各号のおそれがあると当社が認める行為
 - (23) その他、当社がEZBの参加者として相応しくないと判断する行為
- 2 前項各号のほか、当社は必要に応じ当社ホームページ上において禁止事項及び注意事項等を別途定めることができ、参加者はこれを遵守するものとします。

第10条（情報等の保管及び消去）

- 1 当社は、参加者がEZBの利用又は高島倉庫福岡第一会場の参加を通じて登録等をした情報について、EZB提供設備等の故障等により滅失した場合に復元する目的で、これを別に記録して一定期間保管することがありますが、その義務を負うものではありません。
- 2 当社は、参加者がEZBを利用することによって生ずる通信記録を一定期間保管することがありますが、その義務を負うものではありません。また、当社は、当該情報の開示請求を受けるものではありません。
- 3 当社は、参加者がEZBを利用して登録した情報のうち、登録時の目的を達成し、当社においてEZBの提供に不要と判断したものについては、参加者に通知を要しないで、これを消去できるものとします。
- 4 当社は、参加者がEZBを利用して登録した情報について、利用契約が解除された場合には、解除の日の翌日以降に全ての情報を消去できるものとします。
- 5 当社は、本条による登録情報の消去により参加者及び第三者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第11条（損害賠償責任の制限）

当社は、参加者に対して、高島倉庫福岡第一会場の参加に伴い、当社の責めに帰すべき事由の直接的結果として現実に発生した通常損害についてのみ賠償します。

第12条（当社の免責）

- 1 当社は、以下の場合において、高島倉庫福岡第一会場規約に明記されている範囲を除き、一切の保証・補償を行わず、損害賠償及びその他の責任を負いません。
 - (1) EZBが停止、中止又は廃止された場合
 - (2) 災害等、当社の責めに帰すべき事由がない場合
 - (3) 参加者による各種の情報、コンテンツ、データ又はソフトウェア等のバックアップに不具合がある場合
 - (4) 参加者が用意したEZB利用に必要な設備・機器、インターネット接続環境がEZBに適合しない場合又は不具合がある場合
 - (5) 参加者の利用目的がEZBに適合しない場合
 - (6) 参加者が申込書等に虚偽の内容を記載した場合
 - (7) 参加者が申込書等記載の内容の変更の通知を怠った場合
 - (8) 出品物又は落札物が贋作であった場合（本規約末尾の保証規約に準じます。）
 - (9) 落札物を他のオークション会場へ輸送する過程において毀損又は紛失が生じた場合。ただし、当社が手配した運送業者の責任により補償される範囲については、当社は、買主に対し、当該運送業者に対する請求手続に協力するものとします。
 - (10) その他オンライン市場にて成立した取引について参加者間でトラブルが生じた場合
- 2 その他、高島倉庫福岡第一会場に関する当社の責任は、高島倉庫福岡第一会場規約に規定する範囲に限られ、直接又は間接を問わず、法律上の請求原因の如何を問わず、参加者又は第三者に対し、一切の補償及び責任を負いません。

第13条（秘密情報の取扱い）

- 1 以下のいずれかの条件に該当するものを参加契約における秘密情報とします。
 - (1) 書面上秘密である旨を明示して相手方に開示された情報
 - (2) 記録媒体もしくは電子データ上で秘密である旨を明示して相手方に開示された情報
 - (3) 口頭で秘密である旨を明示して開示された情報のうち、開示の時から30日以内に書面上又は電子データ上秘密である旨を明示して相手方に送付された情報
- 2 前項にかかわらず、以下のいずれかの条件に該当する場合は秘密情報とみなさないものとします。
 - (1) 開示を受けた当事者が秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 第三者から秘密保持義務を負わず正当に入手した情報
 - (3) 開示を受けた当事者が独自に開発した情報
 - (4) 開示を受けた当事者の故意・過失によらず公知となった情報
- 3 秘密情報を利用する場合は、以下の取扱いを行うものとします。
 - (1) 参加者及び当社は、参加契約を締結するに至った遂行目的以外の目的で秘密情報を利用、複製、持ち出し（社外への電子メールによる送信を含む。）を行わず、秘密として保持するものとします。
 - (2) 参加者及び当社は、事前に相手方の承諾もなく、第三者に対して秘密情報を開示せず、秘密として保持するものとします。
 - (3) 参加者又は当社が、それぞれ過半数の株式を保持しもしくは保持される関係にある会社（以下「関連会社」といいます。）は、前号の第三者に該当せず、遂行目的の範囲内において、秘密情報を開示し利用させることができるものとします。但し、参加者又は当社は、当該関連会社に対して、自己と同等以上の秘密保持義務を負わせることを条件とします。また、当該関連会社の義務違反につき全責任を負うものとします。
 - (4) 参加者及び当社は、秘密情報を、善良なる管理者としての注意義務をもって適切に管理するものとします。

- (5) 参加者及び当社は、それぞれ自己の従業員、退職者、派遣社員及び常駐する協力会社の社員に対して秘密保持義務を遵守するよう適切に教育、指導及び管理監督するものとします。
- (6) 参加者及び当社は、事前に相手方の承諾を得て、秘密情報を第三者に開示する場合は、当該第三者に対して自己と同等以上の秘密保持義務を負わせるものとし、当該第三者の義務違反につき全責任を負うものとし

第14条（個人情報の取扱い）

- 1 本条各項において、参加者及び当社は、業務を遂行するために開示を受けた個人情報の適切な保護を目的として個人情報の取扱いに関する事項を定めるものとします。
- 2 参加契約において、「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報であり、全ての個人に関する氏名、住所、生年月日、メールアドレス等の記述、画像又は音声等により特定の個人を識別できる情報（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）、及びこれに付随して取り扱われる個人に関する全ての情報をいうものとします。
- 3 参加者及び当社は、業務を遂行するために相手方から開示され、知り得た個人情報を、事前に相手方の同意を得た場合を除き、業務の実施のために必要な最小限の範囲を越えて、複写、複製、加工し、又は第三者に開示又は漏洩しないものとします。また、業務の実施のために必要な最小限の範囲を超えて、個人情報にアクセスし、又は使用しないものとします。
- 4 参加者及び当社は、個人情報を、善良なる管理者の注意義務をもって適切に管理するものとします。
- 5 参加者及び当社は、個人情報を破損・損失のないよう十分注意して取り扱い、個人情報に対して、不正なアクセス、漏洩、盗用、滅失又は毀損等がないよう安全管理のために必要かつ合理的な措置を講じるものとします。
- 6 参加者及び当社は、それぞれ自己の従業員・退職者・派遣社員・常駐する協力会社の社員に対して個人情報を保護するように適切に教育・指導・管理監督するものとします。
- 7 参加者及び当社は、必要な業務が終了した場合、及び個人情報が不要となった場合、又は相手方からの要求があった場合には、速やかに個人情報を消去するか、又は相手方に返還するものとし、ファイル又は個人情報書類等媒介物が存在する場合には、相手方の責任において個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄するものとします。
- 8 参加者及び当社は、相手方又は再委託先において相手方から開示された個人情報を漏洩、盗用、流出、紛失する等の事故発生の実事、又は発生のおそれがあると認められる時は、速やかに相手方に報告し、相手方の指示に従い、被害の拡大及び再発を防止するために必要な措置を講じるものとします。

第15条（反社会的勢力の排除）

- 1 参加者は、当社に対し、反社会的勢力の排除に関する次の各号を表明し保証するものとします。万が一、自己の違反を発見した場合は、直ちに当社にその事実を報告するものとします。
 - (1) 自ら又は役員、実質的に経営に関与する者、従業員等（以下「役員等」といいます。）が「反社会的勢力」（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいいます。）でないこと
 - (2) 自ら又は役員等が、反社会的勢力との間で、反社会的勢力であることを知りながら資金もしくは役務提供等何らかの取引をしていないこと、及び、反社会的勢力と交友関係にないこと
 - (3) 自ら又は役員等が第三者を利用して、相手方及び相手方の従業員に対して、暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法等を用いて不当な要求行為、業務の妨害及び信用の毀損をする行為等を行わないこと

2 当社は、参加者について前項の表明及び保証に反する事実が判明したとき、その他、次の各号に該当する場合には、相手方に対して催告することなく、全ての契約（利用契約を含みますがそれに限りません。）の全部又は一部を解除することができます。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、当該団体関係者、その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」といいます。）である場合、又は暴力団等であった場合
- (2) 自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対して、詐欺、暴力的行為、及び脅迫的言辞を用いるなどした場合
- (3) 殊更に、自身が暴力団等である旨を伝え、関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝える等した場合
- (4) 自ら又は第三者を利用して、他方当事者の名誉や信用等を毀損した場合、もしくは毀損するおそれのある行為をした場合
- (5) 自ら又は第三者を利用して、他方当事者の業務を妨害した場合、もしくは妨害するおそれのある行為をした場合

第16条（解除）

当社は、参加者が次の各号に該当した場合、何ら催告なくして、参加契約を解除できるものとします。

- (1) 参加契約及び同契約に付随して高島倉庫福岡第一会場に関して締結された契約に基づき発生した債務の全部、又は一部について不履行があり、相当の期間を定めた催告を受けたにも関わらず当該期間内に履行しない場合（なお、当社及び参加者は、本契約が当事者間の高度な信頼関係を基礎としていることから、仮に軽微な違反であっても本号に該当することを確認します。）
- (2) 当社に届け出た事項に変更があり、その変更の届出を速やかに行わない場合、また変更後の内容が本規約に違反する場合
- (3) 自己の振り出した手形、又は小切手が不渡りとなった場合
- (4) 監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けた場合
- (5) 第三者より仮差押え、仮処分、又は強制執行を受けた場合
- (6) 破産、特別清算、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立てがあった場合
- (7) 解散の決議をした場合
- (8) その他信用状況が悪化、又はそのおそれがある場合に、担保の差入要請に応じなかった場合
- (9) 参加者の古物営業法第3条に規定された許可が取り消された場合
- (10) その他一般利用規約又は高島倉庫福岡第一会場の規約に違反した場合

第17条（協議解決）

高島倉庫福岡第一会場規約に定めのない事項、又は高島倉庫福岡第一会場規約の解釈について疑義が生じたときは、誠意をもって協議のうえ解決します。

第18条（合意管轄）

高島倉庫福岡第一会場規約及び参加契約に関する訴訟については、訴額に応じ、福岡地方裁判所もしくは福岡地方裁判所柳川支部・柳川簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第19条（準拠法）

本規約及び利用契約は、効力、解釈及び履行を含む全ての事項について、日本国法に準拠します。

保証規約（保証基準規約）

第1条（適用範囲）

本保証規約は、商品タイトルに保証がある旨の記載がなされた出品物についてのみ適用します。商品タイトルに当該記載のない出品物については、当社は真贋その他一切の保証を行いません。

第2条（保証クレームの対応について）

真贋クレームが発生した場合、当社の出品基準への適合判断確認を当社にて行います。当社が判断しかねる場合は、当社が製造業者に対し修理見積・メンテナンス、又は真贋確認を依頼し、その結果をもって調停を行います。この場合において、製造業者への持込み等に要する費用の負担その他の確認手続に関する責任は、原則として買主にあるものとします。

又、製造業者での修理見積・メンテナンス、又は真贋確認が困難な商品（加工品、ノベルティー品等）については、当社の判断基準をもって調停を行うものとします。保証クレームが発生し、当社の出品基準に満たない商品と当社が判断した場合、売買当事者双方は返品対応に応じなければならないものとします。ただし、保証クレームの申立て（第一報）は、商品受取り後2週間以内に当社に対して行うものとします。当該申立てが行われた場合、製造業者の真贋確認・修理見積等の結果が2週間を超えて判明したときであっても、当該申立ては有効なものとして取り扱います。

返品された商品に、出品時と明らかに異なる相違、劣化、加工又は付属品の欠品が認められる場合、当社は、当該返品の手入れを拒絶することができます。この場合、返品は成立せず、返品にかかる費用は買主の負担とします。

セット商品のうち1点でも保証クレームが発生し、保証基準に満たない商品と当社が判断した場合は、当該セット商品すべての返品対応を行うものとします。

附 則

（実施期日） 本規約は、2024年12月20日から実施します。

（改定） 2026年7月30日一部改定